

議案第7号

あきる野市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月21日

提出者 あきる野市長 澤井敏和

提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

（あきる野市個人情報保護条例の一部改正）

第1条 あきる野市個人情報保護条例（平成15年あきる野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第25条の2において同じ。）」を加える。

第21条第2項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

（あきる野市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 あきる野市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年あきる野市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第25条の次に1条を加える改正規定のうち第25条の2の見出し中「提供先」を「提供先等」に改め、同条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

（あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第3条 あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年あきる野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年5月30日）から、第2条の規定は公布の日から施行する。